

二戸保健所長告示第2号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の19第3項の規定により、指定介護予防居宅サービス事業者が指定介護予防居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成19年5月11日

二戸保健所長 生 田 孝 雄

1 介護予防居宅療養管理指導

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313110280	岩手県立伊保内病院	九戸村大字伊保内第7地割35番地1	平成19年3月31日

2 介護予防訪問看護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313110280	岩手県立伊保内病院	九戸村大字伊保内第7地割35番地1	平成19年3月31日

3 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313110280	岩手県立伊保内病院	九戸村大字伊保内第7地割35番地1	平成19年3月31日